

知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容を別紙のとおり定めた。

令和8年8月6日

鹿児島県知事 塩田康一

1 小型機船底びき網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
手繰第2種漁業 (カコ志)	宮崎県と鹿児島県の境界線と、肝属郡肝付町と同郡南大隅町の境界点から真方位150度の沖合線とによって囲まれた鹿児島県海域	1月1日から12月31日まで	5トン未満	127kw(35馬力)以下	1隻	定めなし

申請すべき期間 令和8年9月15日(火)から同年10月15日(木)まで

許可の有効期間 令和8年11月1日～令和11年10月31日まで

2 稚うなぎ漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	許可又は起業の 認可をすべき 漁業者等の数	漁業を営む者 の資格
稚うなぎ漁業 (手すくい)	操業区域（別 表の操業区域 をいう。以下 同じ）の1	令和8年12月1日の日の入から 令和8年12月17日の日の出まで 令和8年12月25日の日の入から 令和9年1月17日の日の出まで 令和9年1月24日の日の入から 令和9年2月15日の日の出まで 令和9年2月23日の日の入から 令和9年3月17日の日の出まで 令和9年3月25日の日の入から 令和9年4月1日の日の出まで	定めなし	定めなし	19	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって出水市の区域に 住所又は事業所を有す る者
	操業区域の2		定めなし	定めなし	20	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって出水市高尾野町 の区域に住所又は事業 所を有する者
	操業区域の3		定めなし	定めなし	5	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって阿久根市の区域 に住所又は事業所を有 する者
	操業区域の4		定めなし	定めなし	74	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって薩摩川内市のう ち旧川内市の区域に住 所又は事業所を有する 者
	操業区域の5		定めなし	定めなし	86	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって薩摩川内市のう ち旧川内市の区域に住 所又は事業所を有する 者
	操業区域の6		定めなし	定めなし	4	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって薩摩郡さつま 町、薩摩川内市白浜 町、中村町、久住町、 楠元町、田海町、東郷 町、樋脇町、入来町、 祁答院町の区域のいず れかに住所又は事業所 を有する者
	操業区域の7		定めなし	定めなし	16	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって日置市東市来町 の区域に住所又は事業 所を有する者
	操業区域の8		定めなし	定めなし	4	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって日置市日吉町の 区域に住所又は事業所 を有する者
	操業区域の9		定めなし	定めなし	32	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって日置市吹上町の 区域に住所又は事業所 を有する者
	操業区域の10		定めなし	定めなし	30	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって南さつま市金峰 町の区域に住所又は事 業所を有する者
	操業区域の11		定めなし	定めなし	102	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって南さつま市加世 田の区域に住所又は事 業所を有する者
	操業区域の12		定めなし	定めなし	4	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって南さつま市大浦 町の区域に住所又は事 業所を有する者
	操業区域の13		定めなし	定めなし	2	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって南さつま市坊津 町の区域に住所又は事 業所を有する者

稚うなぎ漁業 (手すくい)	操業区域の14	令和8年12月1日の日の入から 令和8年12月17日の日の出まで 令和8年12月25日の日の入から 令和9年1月17日の日の出まで 令和9年1月24日の日の入から 令和9年2月15日の日の出まで 令和9年2月23日の日の入から 令和9年3月17日の日の出まで 令和9年3月25日の日の入から 令和9年4月1日の日の出まで	定めなし	定めなし	4	種苗採捕組合に属する者又は個人・法人であって枕崎市の区域に住所又は事業所を有する者
	操業区域の15		定めなし	定めなし	10	種苗採捕組合に属する者又は個人・法人であって南九州市諫娃町の区域に住所又は事業所を有する者
	操業区域の16		定めなし	定めなし	2	種苗採捕組合に属する者又は個人・法人であって指宿市開間の区域に住所又は事業所を有する者
	操業区域の17		定めなし	定めなし	5	種苗採捕組合に属する者又は個人・法人であって指宿市山川の区域に住所又は事業所を有する者
	操業区域の18		定めなし	定めなし	7	種苗採捕組合に属する者又は個人・法人であって指宿市の区域に住所又は事業所を有する者
	操業区域の19		定めなし	定めなし	3	種苗採捕組合に属する者又は個人・法人であって霧島市隼人町の区域に住所又は事業所を有する者
	操業区域の20		定めなし	定めなし	4	種苗採捕組合に属する者又は個人・法人であって垂水市の区域に住所又は事業所を有する者
	操業区域の21		定めなし	定めなし	7	種苗採捕組合に属する者又は個人・法人であって鹿屋市の区域に住所又は事業所を有する者
	操業区域の22		定めなし	定めなし	23	種苗採捕組合に属する者又は個人・法人であって鹿屋市の区域に住所又は事業所を有する者
	操業区域の23		定めなし	定めなし	18	種苗採捕組合に属する者又は個人・法人であって肝属郡錦江町の区域に住所又は事業所を有する者
	操業区域の24		定めなし	定めなし	8	種苗採捕組合に属する者又は個人・法人であって肝属郡南大隅町の区域に住所又は事業所を有する者
	操業区域の25		定めなし	定めなし	15	種苗採捕組合に属する者又は個人・法人であって肝属郡肝付町の区域に住所又は事業所を有する者
	操業区域の26		定めなし	定めなし	61	種苗採捕組合に属する者又は個人・法人であって肝属郡肝付町の区域に住所又は事業所を有する者
	操業区域の27		定めなし	定めなし	59	種苗採捕組合に属する者又は個人・法人であって肝属郡東串良町の区域に住所又は事業所を有する者
	操業区域の28		定めなし	定めなし	202	種苗採捕組合に属する者又は個人・法人であって曾於郡大崎町の区域に住所又は事業所を有する者

稚うなぎ漁業 (手すくい)	操業区域の29	令和8年12月1日の日の入から 令和8年12月17日の日の出まで 令和8年12月25日の日の入から 令和9年1月17日の日の出まで 令和9年1月24日の日の入から 令和9年2月15日の日の出まで 令和9年2月23日の日の入から 令和9年3月17日の日の出まで 令和9年3月25日の日の入から 令和9年4月1日の日の出まで	定めなし	定めなし	89	種苗採捕組合に属する者又は個人・法人であって志布志市有明町の区域に住所又は事業所を有する者
	操業区域の30		定めなし	定めなし	103	種苗採捕組合に属する者又は個人・法人であって志布志市志布志町の区域に住所又は事業所を有する者
	操業区域の31		定めなし	定めなし	37	種苗採捕組合に属する者又は個人・法人であって西之表市の区域に住所又は事業所を有する者
	操業区域の32		定めなし	定めなし	46	種苗採捕組合に属する者又は個人・法人であって熊本郡中種子町の区域に住所又は事業所を有する者
	操業区域の33		定めなし	定めなし	108	種苗採捕組合に属する者又は個人・法人であって熊本郡南種子町の区域に住所又は事業所を有する者
稚うなぎ漁業 (手すくい及びふくろ網)	操業区域の34	令和8年12月1日の日の入から 令和8年12月17日の日の出まで 令和8年12月25日の日の入から 令和9年1月17日の日の出まで 令和9年1月24日の日の入から 令和9年2月15日の日の出まで 令和9年2月23日の日の入から 令和9年3月17日の日の出まで 令和9年3月25日の日の入から 令和9年4月1日の日の出まで	定めなし	定めなし	4	種苗採捕組合に属する者又は個人・法人であって串木野市の区域に住所又は事業所を有する者
	操業区域の35		定めなし	定めなし	1	種苗採捕組合に属する者又は個人・法人であって南さつま市坊津町の区域に住所又は事業所を有する者
	操業区域の36		定めなし	定めなし	3	種苗採捕組合に属する者又は個人・法人であって南九州市顚娃町の区域に住所又は事業所を有する者

申請すべき期間
令和8年9月1日(火)から同月30日(水)まで

許可の有効期間
令和8年12月1日の日の入から令和9年4月1日の日の出まで

(別表) 操業区域 (稚うなぎ漁業)

番号	操業区域
1	(1) 北さつま漁業協同組合共同漁業権(鹿共第3号)の野田川荒崎橋から下流区域の右岸以東の沿岸 (2) 野田川荒崎橋から上流第一井堰までの区域の右岸 (3) 名護漁港防波堤内全域 (4) 米ノ津港防波堤内全域
2	(1) 北さつま漁業協同組合共同漁業権(鹿共第3号)の野田川荒崎橋から下流区域の左岸以西の沿岸 (2) 野田川荒崎橋から上流第一井堰までの区域の左岸 (3) 江内川潮遊池一円 (4) 野田川荒崎橋から岩下川上流旭橋までの区域
3	(1) 阿久根市高松川河口から上流浜田橋までの区域 (2) 阿久根市内河川(高松川除く)河口より上流300メートルまでの区域 (3) 阿久根港内の区域
4	薩摩川内市川内川下流同市高江町倉浦から上流同市今村第一樋門までの区域
5	(1) 川内川河口港内(京泊燈台跡より上流の海岸線の区域) (2) 網津川, 草道川, 原田川の全流域 (3) 轟川, 土川の各河川の河口から上流3キロメートルまでの区域 (4) 西方川, 湯田川の各河川の河口から上流3キロメートルまでの区域 (5) 唐浜港内及びその周辺, 川内港港内(ただし, 川内港港内は, 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に規定する埠頭及び水域の制限区域を除く)
6	薩摩川内市川内川今村第一樋門から上流東郷橋までの区域
7	日置市東市来町神之川河口から上流1,000メートルまでの区域
8	日置市日吉町大川河口から上流若宮橋までの区域
9	(1) 伊作川河口から上流立岩橋までの区域 (2) 堀川河口から上流開墾橋までの区域 (3) 小野川河口から上流花見橋までの区域 (4) 太田川河口から上流塩入橋までの区域 (5) 永吉川河口から上流川久保橋までの区域 ただし, 吹上町漁業協同組合共同漁業権区域を除く
10	(1) 南さつま市金峰町管内の万之瀬川中之島東端から上流万之瀬発電所の区域 (2) 南さつま市金峰町堀川河口から上流金峰橋までの区域 (3) 南さつま市金峰町岸元川河口から上流1,000メートルまでの区域
11	(1) 南さつま市万之瀬川河口から上流万之瀬発電所までの区域(南さつま市金峰町の一部専用区域を除く) (2) 加世田川河口から上流竹田神社下までの区域 (3) 唐仁塚川河口から上流神村橋までの区域 (4) 大谷川河口より上流渡瀬橋までの区域 (5) 荒田川河口から上流荒田橋までの区域 (6) 相星川河口から上流貝脇橋までの区域 (7) 遠田川河口から上流塘橋までの区域 (8) 小湊漁港内(船舶の航行, 係留に支障のない区域)
12	(1) 大浦川の河口から上流の大浦干拓の堰までの区域 (2) 大浦干拓の双子島樋門内の区域 (3) 小湊干拓樋門内の区域 (4) 笠石川の河口から上流の大浦干拓の樋門までの区域
13	(1) 大谷川河口から上流100メートルまでの区域 (2) 泊川河口から上流200メートルまでの区域 (3) 久志川河口から上流200メートルまでの区域 (4) 博多川河口から上流30メートルまでの区域 (5) 秋目川河口から上流50メートルまでの区域

14	(1) 花渡川河口から上流第二花渡橋上流500メートルまでの区域 (2) 花渡川支流の中洲川のうち、本流との合流点から上流堰までの区域 (3) 神園川河口から上流50メートルまでの区域 (4) 永沢川右岸の区域
15	南九州市頴娃町加治佐川、馬渡川、水成川、石垣川、集川
16	(1) 指宿市開聞新川河口周辺の海岸(東側旧山川町境より西側川尻漁港入口までの区域) (2) 指宿市開聞十町脇浦馬水田川河口周辺の海岸(東側開聞岳麓より西側南九州市境までの区域)
17	(1) 鳴川河口から上流269メートルの区域 (2) 成川護岸山川駅下から兼中製氷までの557.8メートル、沖合1メートルの区域
18	二反田川、湊川、丹波川、寺川、砂川
19	(1) 天降川河口から日当山天降川漁業協同組合共同漁業権区域の区間 (2) 清水川河口から上流全域 (3) 雁添川河口から上流全域(錦江漁業協同組合共同漁業権区域を除く)
20	(1) 垂水市内全河川 (2) 垂水港内(船溜を含む)、垂水南漁港内及び海潟漁港内 (3) 共同漁業権(第51号)内海岸線全域 (4) 垂水新港内
21	(1) 水車川の河口から上流60メートルまでの区域 (2) 井手尻川の河口から上流120メートルまでの区域 (3) 鎌脇川の河口から上流60メートルまでの区域 (4) 小菌川の河口から上流60メートルまでの区域 (5) 荒平川の河口から上流50メートルまでの区域 (6) 上記各河川の河口から右岸左岸それぞれ40メートルの海岸線の区域 (7) 鹿屋港内並びに突堤周辺
22	(1) 高須川河口から上流高須町内ダムまでの区域 (2) 浜田川河口から第一橋までの区域 (3) 高須港内及びその周辺区域
23	(1) 神ノ川及び河口から左岸400メートル右岸600メートルまでの区域 (2) 塩屋川及び河口から両岸200メートルの区域 (3) 弓場下川及び河口から両岸100メートルまでの区域 (4) 水流川及び河口から左岸400メートル右岸600メートルまでの区域 (5) 山ノ口川及び河口から両岸100メートルまでの区域 (6) 後川及び河口から両岸100メートルまでの区域 (7) 皆倉川 (8) 城ヶ崎川及び河口から両岸200メートルまでの区域 (9) 大根占港内(城ヶ崎地区)
24	(1) 雄川河口から上流発電所までの区域及び雄川河口付近海岸線全域 (2) 馬場川河口から稲葉橋までの区域 (3) 大川河口から大川滝までの区域
25	(1) 久保田川河口及び河口から海岸線左右200メートルまでの区域 (2) 広瀬川河口及び河口から海岸線左右200メートルまでの区域 (3) 水尻川河口及び河口から海岸線左右100メートルまでの区域 (4) 一の谷川河口 (5) 内港及びその周辺
26	(1) 肝属川本流のうち、河口から、唐仁第二樋管放水口と赤金川と波見川の合流点を結んだ線から450メートル上流の区域 (2) 肝属川河口右岸堤防基部、その突端、犬返岩及び陸岸によって囲まれた区域 (3) 犬返石割目頂点から国家石油備蓄基地橋東側第2橋脚を見通した線以西の高山漁業協同組合共同漁業権区域

27	(1) 肝属川本流のうち河口から唐仁第二樋管放水口と赤金川と波見川の合流点を結んだ線までの区域、及び肝属川支流の汐入川のうち、本流との合流点から柏原橋までの区域 (2) 点ア、点イ及び波見港南防波堤に囲まれた区域 点ア 肝属川砂防堤突端から延長方向に100メートルの点 点イ 肝属川砂防堤取付部 (3) 点ウ、点エ、点オ、点カ、及び点キを順次結んだ線に囲まれた区域 点ウ 志布志湾国家石油備蓄基地へ通じる橋の柏原海岸側から2番目の橋脚基部 点エ A護岸突端から0度20メートルの点 点オ A護岸取付部から0度20メートルの点 点カ 突堤基部から100メートルの点と最大高潮時海岸線との交点 点キ 点ウから0度に引いた線と点カから90度に引いた線との交点 (4) 波見港柏原漁船溜内防波堤及び南防波堤から10メートル以内の区域
28	(1) 菱田川河口から上流1,500メートル及び河口から右岸300メートルまでの区域 (2) 田原川河口から上流1,000メートル及び河口から左右岸300メートルまでの区域 (3) 高尾川河口から上流1,000メートルまでの区域 (4) 潮入川河口から上流500メートルまでの区域 (5) 持留川河口から上流1,000メートルまでの区域
29	菱田川河口から上流田尾橋の左岸及び菱田川河口から東側海岸線600メートルの区域
30	(1) 安楽川河口左岸から東100メートルまでの区域 (2) 安楽川河口右岸から西1,700メートルまでの区域 (3) 安楽川河口から安楽橋上流側までの区域 (4) 前川河口から宝満橋上流側までの区域
31	国上湊川、桜園川、又延川、浜之田川、浜脇川、西京川、安納川、市来川、大川、湊川、浅川、後川、川脇川、曲川、大川田川、古田川、早稲田川、牧川、深川、住吉川、浜之町川、上能野川、浜之町川、大町川、下二ツ川、上二ツ川、石寺川、塗泊川、甲女川、今年川、綿打川、田屋敷川、玉川、川端川、一番川、二番川、三番川、四番川、五番川、六番川、塔之脇川、大崎川、大川、水出川、浦田川、中川、久保田川 上記各河川及び河口から両岸200メートルの海岸の区域 田之脇港港湾区域内海浜部
32	(1) ニツ川河口から上流100メートルまでの区域 (2) 伊原川河口から上流150メートルまでの区域 (3) 下田川河口から上流200メートルまでの区域 (4) 原の里川河口から上流200メートルまでの区域 (5) 阿高磯川河口から上流400メートルまでの区域 (6) 苦浜川河口から上流600メートルまでの区域 (7) 屋久津川河口から上流350メートルまでの区域 (8) 梶潟川河口から上流350メートルまでの区域 (9) 阿獄川河口から上流300メートルまでの区域 (10) 熊野川河口から上流800メートルまでの区域 (11) 野添川河口から上流400メートルまでの区域 (12) 中山川河口から上流700メートルまでの区域 (13) 向井川河口から上流600メートルまでの区域 (14) 犬城川河口から上流800メートルまでの区域 (15) 大牟礼尻川河口から上流300メートルまでの区域 (16) 今熊野川河口から上流300メートルまでの区域 (17) 郡原川河口から上流180メートルまでの区域 (18) 無内川河口から上流210メートルまでの区域 (19) 上方川河口から上流230メートルまでの区域 (20) 大浦川河口から上流400メートルまでの区域 (21) 上記河川の河口両岸からそれぞれ100メートルの海岸の区域（ただし、中種子町以外の区域を除く。）

33	(1) 鹿鳴川河口から上流500メートルの区域 (2) 郡川河口から上流1,500メートルの区域 (3) 島間川河口から上流100メートルの区域 (4) 古川川河口から上流100メートルの区域 (5) 宮瀬川河口から上流1,500メートルの区域 (6) 広田川河口から上流50メートルの区域 (7) 阿武鋤川河口から上流500メートルの区域 (8) 黒川河口から上流500メートルの区域 (9) 大浦川根一山橋下流100メートルから上流1,000メートルの区域 (10) 大川川河口から上流100メートルの区域 (11) 郡川支流聞語川合流点から上流100メートルの区域 (12) 轟川上流70メートルの区域 (13) 大浦川支流北大浦川合流点から上流100メートルの区域
34	(1) 八房川河口から海瀬橋までの区域 (2) 尻塞川河口から尻塞橋までの区域 (3) 酔之尾川河口から酔之尾橋上流100メートルまでの区域 (4) 五反田川河口から支流金山川との合流点及びオコン川第一取水堰までの区域 (5) 荒川川河口から第2用水堤までの区域 (6) 白浜川河口から上流200メートルまでの区域 (7) 横須川河口から上流100メートルまでの区域 (8) 平身川河口から上流200メートルまでの区域 (9) 土川川河口から土川橋上流100メートルまでの区域 (10) 大里川河口から宇都頭首工までの区域 (11) 串木野漁港区域内全域 (12) 串木野新港港湾区域内全域 ただし、ふくろ網については、八房川八房橋から海瀬橋まで及び大里川石瀬橋から薩摩渡瀬橋までの区域
35	(1) 大谷川河口から上流100メートルまでの区域 (2) 泊川河口から上流200メートルまでの区域 (3) 久志川河口から上流200メートルまでの区域 (4) 博多川河口から上流30メートルまでの区域 (5) 秋目川河口から上流50メートルまでの区域
36	南九州市顚娃町加治佐川，馬渡川，水成川，石垣川，集川

3 さんご漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	許可又は起業 の認可 をすべき漁業 者の数	漁業を営む者の資格
さんご漁業	別表の操 業区域	1月1日から 12月31日ま で	定めなし	定めなし	1 者	次の各号全てに該当する者 ア. 深海さんごを選択的に採取す ることが可能と認められるもの （無人潜水艇（ROV）等）を使 用船舶に搭載して操業できる者。 イ. 実質的に自ら当該漁業を営も うとする者であつて、別に定める 資源管理への取組が行える者。 ウ. 操業しようとする区域に係る 地区漁業協同組合連合会又は関係 漁業協同組合及び市町村で構成す る協議会の同意がある者。

申請すべき期間 令和8年9月25日（金）から同月30日（水）まで

許可の有効期間 許可日から令和9年3月31日まで

(別表)さんご漁業

操業区域
次に示される海域
(1) 宇治海域 次に掲げる1から6及び1の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域。 ただし、共同漁業権区域を除く。
1 北緯32度00分12秒，東経128度59分52秒 （北緯32度00分，東経129度00分）の点
2 北緯30度40分13秒，東経128度59分52秒 （北緯30度40分，東経129度00分）の点
3 北緯30度40分13秒，東経129度49分52秒 （北緯30度40分，東経129度50分）の点
4 北緯31度00分13秒，東経129度49分52秒 （北緯31度00分，東経129度50分）の点
5 北緯31度00分13秒，東経129度59分52秒 （北緯31度00分，東経130度00分）の点
6 北緯32度00分12秒，東経129度59分52秒 （北緯32度00分，東経130度00分）の点

世界測地系よる位置。表右側（ ）内は日本測地系による位置。

4 刺し網（きすまわしさし網漁業）漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
きすまわしさし網漁業	鹿共第19号（鹿児島県漁業協同 組合江口支所）共同漁業権区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	1 隻	日置市（吹上町を除く）の区域に住所又は 事業場を有する者

申請すべき期間 令和8年8月10日（月）から同年9月10日（木）まで

許可の有効期間 許可日～令和10年1月31日まで

5 あさひがにかかり網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関の 馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
あさひがにかかり網漁業	鹿共第23号（鹿児島県漁業協同組合野間池支所）共同漁業権区域	9月1日から4月30日まで	10トン以下	定めなし	1隻	鹿児島県内に住所を有する者

申請すべき期間 令和8年8月10日（月）から同年9月10日（木）まで

許可の有効期間 許可日～令和11年8月31日まで